

北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画（改訂版）

平成22年3月30日
北海道開発局

I 基本方針

1. 計画策定及び改訂の趣旨・目的

一昨年、農業土木工事や河川改修工事に係る一連の入札談合事案等（以下「入札談合事案」という。）が判明し、北海道開発局（以下「開発局」という。）における業務運営や人事管理に関する統制（以下「内部統制」という。）に不適切な点があり、コンプライアンスが不徹底であったことが明らかとなった。こうした不祥事の根絶を図るに止まらず、開発局の組織運営の適正化に向け、内部統制を強化すると同時に、コンプライアンスの徹底と綱紀の厳正な保持に取り組み、適切な職務の遂行に当たるため、平成21年2月「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」（以下「強化計画」という。）を策定し、国民の信頼回復に向けた取組を推進してきたところである。

このような中、昨年、車両管理業務談合事案、無許可専従等事案が明らかとなり、開発局に対する国民の信頼を著しく損ねることとなった。

開発局の全職員一人一人が、不祥事が続発している事態を重く受け止め、開発局の使命を再認識し、開発局に与えられた責務を果たすとともに、国民の信頼回復を図るための取組を更に強化することが必要であることから、今般、強化計画を改訂し、開発局の再生に向け、新たな出発を図るものである。

2. 強化計画の範囲

強化計画においては、「北海道開発局入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会報告書」、「車両管理業務談合事案に関する調査報告書」、「北海道開発局における無許可専従等及び労使関係に関する報告書」に基づく再発防止対策の具体化に加え、開発局における内部統制の強化とコンプライアンスの徹底に向けて必要となる取組を含むものとする。

3. 強化計画の推進体制

開発局において強化計画に基づく対策を組織及び職員全体に徹底し、その

実効性を確保するため、本局に局長を本部長とし、開発監理部次長・調整官以上を構成員とする「北海道開発局コンプライアンス推進本部」（以下「本局推進本部」という。）を置く。この本部において、強化計画の実施を督励し、実施状況をフォローアップするとともに、本局各部及び各開発建設部に対し強化計画に基づく対策を徹底し、継続して実施させるよう指導・監督を行うこととする。また、強化計画をより効果的に実施していくため、本局推進本部の活動を補佐し、強化計画の実施に関して本局各部及び各開発建設部との連絡調整を担当する内部統制・コンプライアンス推進室（仮称）を設置する。

各開発建設部に開発建設部長を本部長とし、本部課長相当職及び管下所長以上を構成員とする「開発建設部コンプライアンス推進本部」（以下「開建推進本部」という。）を置き、各開発建設部において強化計画に基づく対策を徹底し、継続して実施させるよう指導・監督を行うとともに、実施状況をフォローアップし、本局推進本部に報告する。

4. 外部の知見等の活用による組織統制等の強化

開発局における内部統制及びコンプライアンスの強化に係る取組状況等の審議を通じて監視し、改善に向けた勧告的意見を提言するため、開発局に外部有識者で構成される第三者機関を設置する。

また、外部からの通報が容易となるよう、開発局に外部の通報窓口を設置する。

本局及び開発建設部は、開発局の業務運営の信頼性を回復させるため、外部からの意見等について、組織として統括し、業務運営に反映させる取組を強化する。

II 主要施策

1. 全職員の役割の明確化と意識改革

度重なる不祥事の発生は、北海道開発行政に対する国民の信頼を大きく損なう結果となっている。このことを全職員が重く受け止め、開発局の使命と国民全体の奉仕者としての自覚を改めて強く認識し、職員一人一人がそれぞれの職責に対応した立場で公正かつ厳正な職務遂行に当たり、開発局に対する国民の信頼回復を図っていく。

(1) 全職員の役割

職員一人一人は、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）及び「北海道開発局発注者綱紀保持マニュアル」（以下「発注者綱紀保持マニュアル」という。）等を遵守し、コンプライアンスを実践するとともに、国民全体の奉仕者として、公共の利益の実現のために、責任と誇りをもって、公正かつ厳正な職務遂行に当たるものとする。また、信頼回復に向けた業務運営の見直しを積極的に行う。

(2) 各課等の管理者の役割

本局、開発建設部及び事務所の各課室（課並びの官及び事務所の支所を含む。）並びに事業所（ダム管理所、農業施設管理所を含む。）の長（以下「各課長等」という。）は、自らコンプライアンスを実践し、信頼回復に向けた業務運営推進の責任者として業務運営の見直しに積極的に取り組むとともに、あわせて職員が責任と誇りをもって仕事に取り組むことができるよう環境作りを行うものとする。また、各課長等は、職場内のミーティングを定期又は随時に開催し、開発局のコンプライアンスに対する取組等を職員に周知するとともに、職員の声を業務運営に反映させるなど、職場内での双方向のコミュニケーションを強化し、風通しの良い職場づくりに努める。

各課長等は、職員に対するコンプライアンス等の周知状況や、業務運営の見直しへの取組、職員の声等を本局推進本部又は開建推進本部に報告する。

(3) 幹部職員の役割

開発局長、次長及び本局各部長、部次長、調整官、首席監察官並びに開発建設部長、次長及び事務所長等は、職員の先頭に立って、コンプライアンスの実践、公正かつ厳正な職務の遂行及び開発局の組織風土の改革に当たるとともに、信頼回復に向けた業務運営を実践していくものとする。

また、現場訪問等による職員とのコミュニケーションの機会を積極的に増やし、職員に対して語りかけ、組織のトップとしてのメッセージを浸透させるとともに、職員の意見を聴くなどにより、一人一人がコンプライアンスを実践し、組織が一体となって信頼回復に向けた取組を推進する体制を構築するものとする。

(4) 職員の発意による業務運営の見直し

各課長等は、職場内のミーティングを定期又は随時に開催し、積極的に

職員から業務運営の見直しに関する提案を受け、業務運営の見直しを推進する。

また、各課長等は、取組内容について、本局推進本部又は開建推進本部に報告し、本局、開建全体の業務運営の見直しに活用していくこととする。

開発監理部は、本局推進本部の監督の下、既存の職員提案制度の改善や、職員による業務改善チームを設置することなどにより、職員の提案をもとに業務改善を進めていく仕組みを強化する。

(5) 職員の意識改革に向けた取組

本局推進本部は、開発局の全職員に対して、一連の不祥事等の概要と関係する法令（国家公務員法（昭和22年法律第120号）に定める服務規律、国家公務員倫理法、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）等）、コンプライアンスに関する事例や、これらに関する最新の情報を提供するなど、コンプライアンスに関する知識の付与及び意識の高揚に向けた取組を継続的に実施する。

本局は、平成21年度には発注者綱紀保持マニュアルを抜本的に見直し、全職員に配布した。

平成22年度においては、車両管理業務談合事案を踏まえ、北海道開発局発注者綱紀保持マニュアルを更に改正し、職員に配布・周知する。

また、発注者綱紀保持担当者（本局入札契約監察官及び監察官並びに開発建設部総務担当次長、総務課長及び事務所副所長（事務））は、本局及び各開発建設部の全課所を対象に、平成21年度に引き続きコンプライアンス講習を実施する。

本局は、職員に対する国家公務員倫理法（これに基づく命令を含む。以下同じ。）に関する知識の徹底を図るため、研修の実施や関係資料の配布に加え、より学習効果を高めるため、職員がそれぞれの職場において、時間の制約なく必要な知識を習得できるよう「eラーニング」などの研修システムを全職員を対象に導入する。

(6) 研修内容の充実

職員一人一人にコンプライアンスを定着させ、職員の自主的な取組により業務運営を改革していくための組織風土を形成するため、開発局における職員研修を充実させる。

平成21年度から本局推進本部の監修の下で、法令に関する知識の付与、不祥事発生リスクの把握及びその対応方策の検討等のコンプライアンスに

関する幹部向け研修の新設や、階層別、入札契約担当職員向け研修の見直しを行った。平成22年度は、これらに加えて、コンプライアンス関連研修において、国家公務員としての服務規律に関する内容（職務専念義務など）を必須とするとともに、管理監督者の階層研修においては、職員管理の適正化を図るための科目を導入するなど、組織の信頼回復に向けて内部統制を強化していくための研修を充実・強化する。各研修では、研修参加者の階層ごとに適切な達成目標を明らかにし、それに相応しい研修プログラムを設定する。

また、コンプライアンスに関する研修について、年度末に、研修の実施状況をフォローアップし、他機関等の取組を参考としながら、研修計画、個々の研修内容、講義手法など、研修全般について不断の見直しを行うとともに、局内講師の能力向上を図る。

（7）幹部職員の宣言等

組織の統括者である開発局長、開発建設部長及び事務所長は、毎年度当初、信頼回復に向けた業務運営の実施に向けた基本方針の表明と法令遵守の宣言等を行い、職員の先頭に立って公正かつ厳正な職務遂行に当たる。

2. 業務運営の見直し

（1）業務運営における内部統制機能の強化

本局推進本部及び開建推進本部は、入札談合事案、車両管理業務談合事案、無許可専従等事案などを踏まえ、不祥事やミスの発生を防止するため、業務に内在する様々なリスクを不断に点検・評価し、その結果を業務運営にフィードバックさせるリスクマネジメントの仕組みを導入するとともに、不祥事やミスのみならず、業務運営の合理化、効率化や一層の適正化を目指した取組を行う。

① これまでの取組

平成21年度は、開発局の業務が多岐にわたっていることを踏まえ、社会資本整備の事業実施に係る業務プロセス（調査設計から入札契約、工事の監督検査に至る一連のプロセス）、企画立案分野における業務プロセス、総務分野に係る業務プロセスの3分野に分けて、故意・過失・不測の事態等業務運営における各種の不適切な事案の発生リスクの回避方法の確立、業務執行における非効率の排除、権限・責任の明確化などの観点から、見直すべき優先度や業務の重要度を踏まえ、見直しテーマを設定し、点検を実施した。

この結果、業務フロー等を作成するなどにより、業務におけるリスクを可視化、特定、評価し、リスクを未然に防止するために新たにマニュアル等を導入するなど、業務運営の改善が図られたところである。

② 業務の再点検の実施

平成22年度、開発局の全課所において、平成21年度の業務運営の見直しの進捗状況を踏まえて、引き続き、業務運営の見直しを行う（以下「再点検」という。）。

業務運営の再点検の効果を高めるため、本局推進本部は、点検の方法、着眼点等及び平成21年度の業務運営見直しの取組事例等を取りまとめたガイドラインを作成する。各課所の長は、再点検の結果、改めて明らかとなった問題点やリスクの回避方法等については、本局推進本部又は開建推進本部に報告する。本局推進本部及び開建推進本部は、全体の業務運営の見直しに活用するため改善措置を講じるとともに、内部統制等報告書において公表する。

③ 予測困難な事象が発生した際の対処方策

リスクマネジメントを通じて予めリスク発生の可能性の低減に努めていたとしても、それらの措置では回避することが難しい事象や不測の事態等の予測困難な事象が発生することがあり得る。その際には、各課所の長は、即刻、事態等の把握に努め、迅速な初期対応を行うとともに、開発局長及び本省に報告し、その指示等を踏まえ、早期に事態の收拾を図るとともに、再発防止等に取り組むものとする。

(2) 入札契約のプロセスの見直し

開発局では、農業土木事案の発覚を踏まえて、「入札契約手続きに係る当面の対応について」を平成20年5月20日から緊急に実施するとともに、これまでに順次必要な対策の拡充を図ってきた。

本局は、各開発建設部等における入札契約のプロセスを見直し、工事契約に関する諸規定の改正を平成21年3月までに行い、本局及び各開発建設部では、円滑な業務執行が図られるよう改正の内容について職員に周知徹底するとともに、入札参加者に対する周知に努めている。

また、車両管理業務については、平成21年度から一般競争入札としたところであるが、車両管理業務談合事案を踏まえて、役務契約に関する入札プロセスについても見直し、これら諸規定の改正を平成22年1月までに行ったところであり、工事契約と同様、本局及び開発建設部は、改正の

内容について職員に周知徹底する。

① 入札契約における業務分担の見直し

事業担当次長が責任者となっていた技術審査会について、部門横断的な立場にある技術管理官が全事業に関する技術審査会の責任者として一元的に管理できるよう、本局において平成21年3月に所要の運用方針規定の改正を行った。これにより、事業担当次長が担当する設計・積算部門と分離させた。

また、技術審査会の事務局である技術管理課の体制を強化し、事前審査の充実を図るとともに、技術審査会の開催・運営状況等を毎年フォローアップし、より適正・円滑な業務運営に資するよう努める。

「車両管理業務談合事案に関する調査報告書」を踏まえ、車両管理業務、開発行政事務支援業務については、業務の責任範囲や分担関係を明確にし、各課との相互牽制機能を確保するため、本局及び各開発建設部において、委託化に関する業務とその他の業務の適正な役割分担の見直しを平成22年度の発注分から行った。これにより、本局の開発監理部総務課の内部組織を改組することとし、事務管理班を平成22年3月31日をもって廃止する。

② 入札契約における競争性の一層の向上

ア 一般競争入札の拡大

工事における一般競争入札については、平成21年3月に所要の規定改正を行い、会計法、予算決算及び会計令等関係法規に定められている災害等に係るいわゆる緊急随意契約を除き、一般土木工事すべてについて一般競争入札としているところである。

役務契約については、平成22年度発注分から、会計法、予算決算及び会計令等関係法規の規定により随意契約とすることができるものを除き、原則、一般競争入札とし、また一者応札等の対策として、全道統一仕様等で発注を行う役務契約の入札参加資格に関しては、より一層の競争性を確保するため、入札参加資格の見直しを行う。

建設コンサルタント業務等についても、一般競争入札の導入や簡易公募型競争入札の拡大を図る。

イ 直近上下位ランクへの競争参加の拡大

一般土木工事及び建築工事に加え、舗装及び電気の各工事区分において、平成21・22年度競争参加資格審査の格付け状況、工事規模及び工事難

易度等を踏まえ、直近上下位ランクへの競争参加機会の拡大について、本局において検討し、平成21年3月に所要の規定改正を行い、平成21年4月から実施している。

今後、開発建設部は一層の競争参加の拡大を推進し、本局がその実施状況等についてフォローアップしていく。

ウ 価格以外の多様な要素が考慮された競争

総合評価方式については、価格のみならず総合的な価値による競争を促進するため、評価項目の更なる充実と透明性の向上を図り、工事の内容等に応じて評価項目の設定や加算点の得点配分などを適切に設定し、引き続き、原則、すべての工事で実施する。また、建設コンサルタント業務等における総合評価方式についても拡大に努める。

なお、本局において、標準的な評価項目や得点配分などについて、毎年見直す。見直し内容については、第三者機関である総合評価審査委員会で審議し、より一層、評価項目等の充実と透明性の向上を図っていく。

③ 入札契約における情報管理体制の厳格化

ア 情報公開の徹底

工事・建設コンサルタント業務等・役務契約に係る受注業者選定過程等の透明性を高めるため入札結果等の公表を行っており、発注の見通し及び入札公告等の発注情報についても、平成21年9月から工事・建設コンサルタント業務等と同様に役務契約の一般競争入札についてもホームページに掲載している。

また、平成21年4月から、工事・建設コンサルタント業務等の具体的な内容等の情報を集約するなど、一覧性のある情報として、本局においてホームページで公表するとともに検索しやすいよう工夫をしている。

引き続き、透明性の確保や不正行為の防止のため、本局及び各開発建設部において、情報公開の着実な実施に努める。

イ 予定価格等の機密情報徹底管理

入札契約に関する機密情報である公表前の発注計画、予定価格、工事費積算資料、入札参加者名、技術評価点等については、関係書類の保管・処分方法を含めて、業務遂行以外に利用されないよう情報管理を徹底する。

このため、入札契約に係る情報に関し、本局において未公表情報として厳格に管理する範囲と期間を整理するとともに、関係書類の保管・処分に關する方策についても整備し、本局各課及び開発建設部に周知徹底する。

また、未公表情報が記載されている入札契約関係書類については、厳格に管理すべきことがわかるよう公表期日などを明確に表示することにより、適切な情報管理を図る。

a 予定価格等の徹底管理

工事・コンサルタント業務における予定価格の決定については、予定価格の漏えい防止の観点から、全入札参加者が入札書投函後、開札の前日までに行うことを試行することとして、本局において平成21年3月に所要の規程を策定した。試行状況についての試行状況調査結果から、発注が集中する時期における、予定価格作成期間の短縮のための体制強化について検討する。今後も、フォローアップを行い、より円滑な業務運営に努める。

i) 工事費積算システム及び建設コンサルタント業務の新調査設計積算システムについては、予定価格の漏えい防止の観点から、パスワード等で利用者権限の規制をかけ、積算担当職員がシステムで出力できるのは工事原価・直接業務費までとするシステム改良を本局において行い、当該積算システムにおいて、すべての工事で工事費まで出力できる職員は一部の管理職員に限定し（平成20年10月実施済み）、建設コンサルタント業務では、平成22年4月からすべての設計書等を出力できる職員は一部の管理職員に限定する。

ii) 役務契約等における予定価格の漏えい防止の観点から、予定価格の基となる設計書、予算書等の積算資料については、作成者等が電子ファイルをパスワード管理するなどにより厳重に管理する。

b 企業名についての情報に接する者の制限

入札参加希望者に入札公告や公示用設計図書等の電子的提供（ダウンロード）を行うためのシステムについては、発注担当者はID/パスワードにより利用者権限が与えられ、現状では企業のダウンロード状況が確認できる状態となっているため、入札参加者名の漏えい防止の観点から、契約担当課以外の職員が企業名の閲覧ができないようにシステムを改良する。また、改良までの間、当面の措置として、契約担当課以外の職員におけるダウンロードシステムの操作は、設計図書等のアップロードのみとし、他の操作は行わないこととしている。

当該システムへのアクセス記録について、誰が、いつアクセスしたかのチェックの頻度を上げ、ダウンロード状況にアクセスしている場合は、速

やかに注意喚起を行い、是正されない場合には厳正に対処する。

なお、前記イ、a ii 及び b については、発注者綱紀保持マニュアルに明記する。

c 工事発注計画に関する情報収集ルールの明確化

これまで、本局が工事の発注見通しの公表や各種調査依頼対応等のため工事発注前の計画等の情報を担当毎に収集していたが、工事発注計画に関して情報収集する際には、本局事業振興部工事管理課長が各開発建設部長に照会し、各開発建設部長が報告することとし、平成21年3月から実施している。また、開発建設部における発注計画の策定段階における情報管理の在り方について、引き続き検討し平成22年4月までに整備する。

ウ 総合評価に係るマスキング及び事後審査方式の導入

a 総合評価に係るマスキング及び事後審査方式の導入

総合評価に係る技術提案の審査については、入札参加者名の漏えい防止、恣意的な審査の排除の観点から平成20年9月に手続規程を策定し、企業名等をマスキングした上で、入札後、技術提案の審査を行う取組を試行している（簡易型及び標準型の一部）。

上記のマスキング及び事後審査方式については、引き続き試行することとし、迅速かつ適切な審査を行うため必要な体制整備を行い、本局においてフォローアップを行うことにより、適正・円滑な業務運営を行う。

b 技術審査業務の発注に係る情報管理等の徹底

技術審査業務については、入札参加者の情報管理の徹底を図る観点から、平成20年9月に手続規程を策定し、入札後に企業名等を伏せた技術資料を外注先に交付して審査補助業務を実施してきている。

平成21年度以降の審査補助業務発注に関しては、機密情報漏えい防止の観点から、業務履行前に受注者に対し誓約書の提出を求めることを入札説明書に記載する。また、当該誓約に違反して機密情報を漏えいした場合は、請負契約書に基づき契約を解除するとともに、ペナルティの加重を行う。

④ 談合・不正に係る疑義案件に係る調査の徹底

工事契約について、従前、公正入札調査委員会で審議を要するか否かの基準が明確ではなかった談合疑義案件について、本局は、疑義案件の類型

化の検討を速やかに行い、本局及び各開発建設部の入札監視委員会の意見を聴取し、平成21年3月に類型化を行ったが、引き続き不断の見直しを行っていく。この類型化に基づく疑義案件の審議を同年4月から本局及び各開発建設部公正入札調査委員会で行っている。

建設コンサルタント業務等及び役務契約についても工事と同様に疑義案件の類型化を行い、これに基づく疑義案件の審議を平成22年4月から本局及び各開発建設部公正入札調査委員会で行う。

本局及び各開発建設部公正入札調査委員会での審議内容については、本局及び各開発建設部入札監視委員会に報告し、審議過程の監視の強化を図ることとする。各開発建設部公正入札調査委員会での審議結果は、本局から公正取引委員会に速やかに通知する。

(3) 職員管理業務の見直し

① 適正な勤務管理の徹底

ア 厳格な勤務時間管理の徹底

平成21年7月24日に、国土交通事務次官から開発局長に対し、厳格な勤務時間管理の再徹底等に係る通達が発出された。また、この事務次官通達を受け、同月27日に、開発局長は開発局本局各課等の長及び各開発建設部長に対し、厳格な勤務時間管理の再徹底等に関する指示文書を発出した。

さらに、平成21年8月26日に、総務事務次官から各府省に対し、職員団体のための活動に係る職員の勤務時間管理の徹底に関する指示文書が発出され、これを受け、同年10月1日に、開発局長は開発局本局各課等の長及び各開発建設部長に対し、当該総務事務次官指示の周知の文書を発出した。

この厳格な勤務時間管理を徹底するため、本局は、3月中に具体的な取組を盛り込んだ通達（以下「勤務時間管理通達」という。）を制定し、全職員に周知する。勤務時間管理通達においては、開発局長及び開発建設部長の組織統括責任者、開発監理部長、開発建設部次長（総務担当）等の職員管理責任者及び課所長等の勤務時間管理責任者のそれぞれについて職員の勤務時間管理に関する役割を明確にするとともに、短期従事許可の厳格な運用についても明記する。また、開発監理部は、職員に対する勤務時間の遵守など国家公務員としての服務等に関する知識の徹底を図るため、職員がそれぞれの職場において、時間の制約なく必要な知識を習得できるよう「eラーニング」などの研修システムを全職員を対象に導入する。

開発建設部は、勤務時間管理通達に基づき勤務時間管理に関する状況に

ついて点検し、その結果を開建推進本部に毎月定期的に報告する。開建推進本部は、報告された内容に不適切な事案があった場合、その内容に応じて当該事案の発生経過と原因及び対応方策について審議する。開発建設部は、毎月定期的に開発局開発監理部に報告する。開発監理部職員課は、開発建設部からの報告を取りまとめ、本局推進本部に毎月定期的に報告する。本局推進本部は、不適切な事案に関する報告があった場合、その内容に応じて当該事案に関する開発建設部の対応について審議する。本局は、毎月定期的に本省に報告する。本局推進本部は、一年間の開発局における勤務時間管理に関する状況を取りまとめ、内部統制等報告書に記載し公表する（これら一連の手続を以下「コンプライアンス推進本部による報告・公表プロセス」という。）。

イ 職員団体活動に係る職務専念義務違反の発生防止

平成21年7月3日に開催した開発建設部総務担当次長会議において、開発監理部職員課長より勤務時間中の職員団体活動の一部を容認していた慣行（いわゆる「激変緩和措置」）を破棄したことを伝達し、以降、「激変緩和措置」を適用しないよう指示した。今後、開発局は、勤務時間管理通達に基づき、上記による勤務時間管理の徹底と併せて、庁舎内における職員団体活動の動向を把握し、無許可専従等の職員団体活動に係る職務専念義務違反の発生を防止する。

このため、本局及び開発建設部の庁舎内で開催される会議等の職員団体活動については、庁舎管理に関する規程に従って、会議室等の使用許可を受けさせるものとし、その許可申請については、本局職員課長補佐、開発建設部総務課補佐等の職員管理担当者を経由することとする。職員管理担当者は当該許可申請の経由に際して、日時、使用目的等を審査した上で庁舎管理に関する規程に定める庁舎等管理責任者に回付する。また、職員管理担当者は、職員団体に貸与している事務室への勤務時間中の職員の立ち入りの有無について適宜点検する。

これらの状況については、コンプライアンス推進本部による報告・公表プロセスに従って報告・公表する。

② 労使関係の適正化

ア 適法交渉の徹底

「新たな労使関係構築検討会議」における検討を通じて取りまとめられた「新たな交渉の枠組みの考え方」にしたがって必要な措置を講ずる。

このため、本局は、交渉対象事項、交渉の進め方、議事要旨の公表等新

たな交渉の枠組みを実施するための通達を3月中に整備する。開発局は、交渉の状況について、コンプライアンス推進本部による報告・公表プロセスに従って交渉の適正化を徹底する。

イ 労使間における意思疎通の適正化

本局は、労使間における意思疎通の適正化を図る観点から「新たな交渉の枠組みの考え方」に盛り込まれた意見交換会及び情報提供を実施するための通達を3月中に整備する。

このような意見交換会及び情報提供の実施に当たっては、事前協議制の根拠となっていた三九協定、四七実施要領その他の取決めが破棄された経緯を踏まえ、国家公務員法第108条の5第3項の規定等の趣旨に反しないよう厳格な運用を図る。また、意見交換会、情報提供の際の職員団体側の者の職務専念義務違反は免除されないことを徹底する。開発局は、意見交換会及び情報提供の状況について、コンプライアンス推進本部による報告・公表プロセスに従って適正化を徹底する。

③ 適正な庁舎管理

無許可専従等の職務専念義務違反となる職員団体活動の根絶と庁舎使用の透明性を確保するため、職員団体に庁舎の一部を事務室として使用させる場合の取扱いについては、次の措置を平成22年度末までに講じる。

a その必要性等を十分に検討した上、公務の遂行に支障の生じるおそれがない範囲で、職員団体に係る事務処理が行える程度の最小限の広さとする。

b 無許可専従等の職務専念義務違反が生じるおそれがないよう、事務室の移動、事務室ドアを窓付き又は透明ドアにする等可視化を図る。

また、職員団体事務室の使用についても、庁舎管理に関する規程に基づく使用許可手続を経ることとし、更新に当たっては、改めて使用許可手続を経るものとする。

さらに、開発局は、庁舎使用の状況について、コンプライアンス推進本部による報告・公表プロセスに従って適正化を徹底する。

④ 職員管理の適正化

ア 職員管理の適正化に関する研修内容の拡充強化

1(6)の職員研修に関する取組の一環として、職員管理に関する知見や能力を充実するため、管理研究会等管理職を対象とした研修において、国家公務員法に基づく職員団体との適正な交渉、厳格な勤務時間管理、職

員団体対応のノウハウ等を付与する講義を設ける。

イ 管理職及び職員管理担当職員を対象としたジョブトレーニングの実施

開発監理部は、本局で開催する開発建設部長又は次長が参加する会議の場を通じて、定期又は随時に職員管理に関する事例研究を行うこととする。また、職員管理担当者会議を開催し、同様に職員管理に関する事例研究を行うこととする。

開発建設部においても、課所長会議等を通じて、同様に職員管理に関する事例研究を行うこととする。

ウ 研修等の実施による効果の評価・改善

本局推進本部は、研修や職員管理担当者会議の実施状況及びその効果について評価するとともに課題等を整理し、内部統制等報告書に記載し公表する。

⑤ 取組状況の点検及び徹底

開発監理部は、開発建設部における職員管理に関する取組を徹底するため、平成22年中に職員管理業務の見直しに関する点検を実施する。監察官は、開発監理部による見直しの徹底状況について、平成22年度末までに開発建設部及び事務所を対象に内部監査を実施する。本局は点検及び内部監査の結果を本局推進本部の議を経て、内部統制等報告書で公表する。

3. 業務推進体制の再構築

(1) 業務運営における責任体制の明確化

これまで開発局では、ともすると長年の慣行に基づき業務が運営され、組織の管理者が、責任をもってその時々内外の課題に的確に応えるように業務運営を行ってこなかった点が見られたところである。この反省に立って、自ら改革を行っていく組織に転換し、責任の所在が明確な業務推進体制を確立するため、全課所において、課所長が業務推進に関する基本的な方針を作成し、信頼回復に向けた業務運営の実現を図る。

(2) 外部意見等に対応した業務運営の推進

開発事業の推進に当たっては、これまでも広報広聴活動を行ってきたが、より一層国民の意見を受け止めて反映させることにより、国民本位のより良いサービスを提供するためには、国民や地域の意見・要望を積極的に把握する仕組みを整えるとともに、寄せられた意見・要望が適時に幹部職員

に届くよう、広聴体制の再構築を行う必要がある。

このため本局及び開発建設部は、市町村長との意見交換やメール等による意見の窓口の一元化や幹部職員を含めた関係部署間での情報の共有化、積極的な意見の収集としてのパブリックコメント、インターネットモニター、有識者からの意見聴取など様々な開発局に対する外部からの意見について、組織として統括し、業務運営に反映させるなどにより業務運営の信頼性を回復させる。具体的には、業務運営に関する意見、要望等を受け付けるホームページや専用電話回線を本局、開発建設部に分かりやすく設置するなど、国民が意見等を出しやすい環境を整備するとともに、寄せられた意見等について個人情報取り扱いに留意しつつ、幹部職員への適時の報告等により情報の共有化を図る。また、寄せられた意見等や実施したパブリックコメントやインターネットモニターの結果については、その状況を取りまとめて業務運営への反映を進める。

広報広聴委員会（本局、開発建設部）を局長、開発建設部長が統括する体制に改め、委員会に集約された意見をもとに次年度の広報広聴基本方針等に反映させることで、トップマネジメントによる広報広聴のPDCAサイクルを確立する。

（３）企画調整における連携機能の強化

これまで、ともすれば個々の事業や組織に軸足を置きがちであった開発行政から、広聴活動で得られた国民の意見を常に意識した国民本位の開発行政に転換する。

このため、北海道総合開発計画をはじめとする施策の展開に当たり、地域の活力ある発展や我が国を支える北海道開発の在り方等を常に意識した業務の実施に努めることとし、開発計画の推進や事業実施の調整等を担当する開発監理部と共通技術、防災等を担当する事業振興部は、局内関係課とより綿密に連携を図り、開発建設部を支援する。

開発建設部においては、地域の主体的な活力向上策を支援するため、特に企画調整については、開発建設部長のトップマネジメントの下で地域振興対策官、広報官と技術管理課等関係課との連携を一層強化し、地域の窓口として利便性と効率性を高めると共に、開発事業に係る成果や新たな交付金等事業制度に関する情報を積極的に提供する等、総合的な開発行政を展開する。

（４）人事配置等の見直しの推進

一連の入札談合事件等の背景や原因として、長年にわたり閉鎖的な人事

管理が行われたことが明らかとなったことから、このような状況を是正するため、人事配置の見直しを進めているところである。引き続き人事配置に当たっては、幅広い視野に立った業務遂行が可能となるよう他分野の業務や広域的な異動を適宜経験させること、同一開発建設部等において、同一の職、特に予定価格や技術審査など入札契約に係わる職については、長期にわたる連続勤務は避けること等を基本とする。一方で、人事評価を適切に行い、採用試験の区分にかかわらず積極的に人材登用する等、組織の活性化に努める。

4. 情報伝達及び情報管理の仕組みの再構築

(1) 職員向け情報提供の在り方の見直し

業務を推進していくに際して、本来管理者が責任をもって職員に周知すべき内容が職員団体経由で周知されていたなど、これまで職員に対する情報提供が必ずしも適時、適切に行われてこなかった点が見られるところである。このため、本局及び開発建設部は、業務を推進していくに当たって職員に必要な情報は、個人情報や非公表情報等秘密扱いとなる情報の保護など情報管理に十分留意した上で、適時、適切に職員に提供をしていくこととし、イントラネット等を積極的に活用する。

(2) 職場における情報伝達の仕組みの見直し

正確な情報が適時、適切に職場内、幹部職員に伝達されているか不断に点検を行うことが必要である。特に、不祥事など、ともすれば組織にとって不利益となる情報については、情報伝達に消極的となり遅れがちになるが、正確な情報が適時、適切に伝達されていくことが必要である。

このため、各課等では、2(1)②の業務運営の再点検の中で、情報伝達が適切に行われているか、点検していくこととする。

(3) 情報管理体制の見直し

一連の入札談合事案や無許可専従等事案においては、個人情報や機密情報など秘密を要する情報の取扱いに不適切な点が見られた。このため、2(2)③イ「予定価格等の機密情報の徹底管理」や、平成21年度に業務運営の見直しの一環として全局的に実施した機密情報管理の結果をも踏まえ、秘密を守る必要がある情報については、情報漏えいがないよう、情報を保有している者は各々厳格に取り扱う、情報共有する場合にはその情報の取扱い方法を明記するなど情報管理を厳格に行うこととする。

各課等では、2(1)②の業務運営の再点検の中で、秘密を守る必要が

ある情報が適切に管理されているか、引き続き点検していくこととする。

(4) 情報公開の推進

本局及び開発建設部は、業務運営の透明性を高め、国民への説明責任を果たすため、分かりやすく、迅速な情報提供に努めるなど、外部に向けて情報公開を積極的に進めていく。

5. 受注企業の役職員等との適切な関係の確保

入札談合事案において、国家公務員倫理法に違反する事例や、法令違反ではないものの元職員や事業者等との応接に問題がある事例が見られたことから、本局推進本部及び開建推進本部は、綱紀の粛正及び国家公務員倫理法の遵守を図るため、開発局の全職員及び受注企業の役職員等に対し、訓示・対話やパンフレットの配布等を通じて、改めて周知徹底のための取組を継続的に実施する。

なお、平成22年2月には、車両管理業務の全応札事業者に対し事前アポイントメントの徹底、再就職者による離職前に在職した府省等の役職員に対する依頼等（働きかけ）についての国家公務員法の規制の内容等を改めて周知した。

幹部職員等（個室を有する者すべて）を訪問する受注企業の役職員等については、事前のアポイントメントを徹底する。また、受注企業の役職員等との応接に当たっては、オープンな場所の整備状況等を踏まえ、本局及び各開発建設部で対応ルールの明確化を図る。

各開発建設部の幹部職員の個室について、平成22年度末までに部長室以外は原則廃止する。

また、建設業界等に対して、強化計画の改訂とそれに基づく開発局の取組について、平成22年4月中に説明を行う。

6. 監察機能の拡充・強化

不正行為防止に向けた監察体制については、平成21年度に首席監察官、入札契約監察官、監察官及び監査官（以下「首席監察官等」という。）を開発局長直属の組織に改組し拡充を図っているが、業務監査の一層の強化を図るため、平成22年度に監察官を増設する（予定）。首席監察官等は、毎年度、業務運営における内部統制強化、入札契約及びコンプライアンス強化の取組状況に関する内部監査を重点的に実施する。

内部通報制度等については、平成21年度から、通報者による通報が容易となるよう通報窓口及び通報方法を拡充しているが、端緒情報の収集及び早

期対応に資するため、通報方法の受理方法、処理方法等について更に改善を図るとともに、職員に対してその内容の周知を図る。

(1) 監察体制の拡充・強化

① 内部監査の強化

すべての開発建設部、事務所等を対象に、平成22年度末までに入札契約・職員管理に関する内部監査及び強化計画の推進状況に関する内部監査を実施する。

監査に当たっては、事務所等への立入検査を含む抜き打ち監査等を実施する。また、コンプライアンス徹底の観点から、幹部職員に対して面談等による内部監査を重点的に実施する。

監査結果は、毎年度、本局推進本部に報告し、公表する。

② 発注者綱紀保持担当者の拡充

発注者綱紀保持担当者については、平成21年度に北海道開発局発注者綱紀保持規程を改正し、本局監察官及び開発建設部総務課長に加え、本局入札契約監察官、開発建設部の総務担当次長、事務所副所長（事務）を追加し拡充を図った。

(2) 通報制度の拡充・強化

① 内部通報制度の拡充

本局は、内部通報制度及び外部からの不当な働きかけ防止に係る報告及び公表制度について、職員、元職員及び建設業界等に対して、説明会の開催、パンフレット、コンプライアンス携帯カード等の配布を通じてその周知徹底を図る。

平成21年度から、通報窓口については、新たに首席監察官及び6(1)②で追加した発注者綱紀保持担当者を加えて拡充し、また、通報対象を発注事務のほか、職員の非違行為全般を含めたものとし、匿名による通報受付を開始している。今後、通報者による通報が一層容易となるよう通報の受理方法を工夫するとともに、その内容の周知を図り、通報しやすい環境を整備する。通報された内容については、開発局長及び本省に報告し、厳正かつ適切に対処する。

② 外部からの通報窓口の設置

開発局では、外部からの「談合情報」及び「職員の非違行為に関する端緒情報」を受け付けるため、平成21年度から本局及び開発建設部に談合

情報等通報窓口を設置するとともに、各々のホームページ上に通報専用メールボックスを設置し運用を開始した。

今後、談合や職員の非違行為に関する端緒情報の収集と早期対処に努め、コンプライアンスを徹底するため、内部窓口に加えて、外部の弁護士が直接通報を受け付ける外部窓口を設置する。

これら通報窓口に関して通報者による通報が一層容易となるよう通報の受理方法等を工夫するとともに、その内容の周知を図り、通報しやすい環境を整備する。

受理された通報については、速やかに開発局長及び本省に報告し、厳正かつ適切に対処する。

Ⅲ 強化計画のフォローアップ

開発局の内部統制及びコンプライアンスの強化を緊急かつ確実に実施する必要があることから、この強化計画の期間は平成22年度末までの2年間とし、本局及び開建推進本部は、スピード感をもって徹底した改革を断行する。また、強化計画の実施状況について定期的なフォローアップとして、P (Plan) D (Do) C (Check) A (Action) サイクルによる評価・改善を行うこととし、毎年度、内部統制等報告書を取りまとめて公表する。

(1) 計画期間

強化計画の計画期間は、平成22年度末までの2年間とする。

なお、開発局における内部統制の強化とコンプライアンスの徹底に向けた取組は、2年間で終わるものではなく、開発局が真に国民の視点に立って公益を実現するための業務が行われるようになるまで実施していかねばならない。このため、計画期間終了時に2年間全体の実施状況を評価し、次期の対応を検討する。

(2) 強化計画の推進

① 推進状況の報告

開建推進本部は、各開発建設部における強化計画の実施状況について毎月本局推進本部に報告する。また、本局推進本部は、開発局における強化計画の実施状況について、毎月本省に報告する。

② 内部統制等報告書

本局推進本部は、毎年度、開発局における強化計画の実施状況の評価を

行い、内部統制等報告書の案を取りまとめる。14に定める第三者機関は、内部統制等報告書案の内容が適正であるかどうかを審議し、強化計画の実施状況や内部統制等報告書の案に対する勧告的意見を提言するなど審議結果を取りまとめる。

本局推進本部は、第三者機関の審議結果を踏まえ、内部統制等報告書を取りまとめ、公表する。

本局推進本部は、内部統制等報告書に基づき、必要に応じて強化計画を見直すとともに、局長は、本局及び開発建設部の各部長に改善を指示する。

付 記

この強化計画の策定後の状況の変化に応じて、施策等の見直しが必要となった場合には、速やかに強化計画の改訂を行うものとする。